

平成30年度 退職金共済制度加入促進補助金

評価表 NO.

44

所管部課名	商工政策課			担当者	吉井 直史			
事務事業名	企業支援事業							
根拠法令	退職金共済制度加入促進補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	3,300 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	中小企業等の従業員の退職金共済制度の加入者数			300	平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	常時使用する従業員の数が300人以下である中小企業、法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むもの							
補助対象経費	中小企業等が負担した、従業員が退職金共済制度の契約を新たに締結した場合の掛金							
補助対象事業・活動の内容	中小企業等の従業員の退職金共済制度への加入							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	退職金共済制度加入者一人当たりの月額掛金(上限5,000円)の30/100の6箇月以内 ※平成30年度より甌島地域の中小企業等においては補助率を引き上げ							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業(団体)等の決算状況	項目		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	0		6,414,000	80.3%	6,396,000	76.7%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			6,414,000	80.3%	6,396,000	76.7%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			1,576,800	19.7%	1,944,000	23.3%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		7,990,800	100.0%	8,340,000	100.0%
	支出	事業費			7,990,800	100.0%	8,340,000	100.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		計	0		7,990,800	100.0%	8,340,000	100.0%
支出計/前年度支出計						104.4%		
自己資金/前年度自己資金						99.7%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				82		122		
成果指標の推移①				209		245		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】ホームページやセミナー等において周知している。 【費用対効果】 ・退職金共済制度の掛金を補助することで中小企業等の従業員の雇用の安定及び企業振興が期待できる。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	中小企業等の従業員が退職金共済制度に加入した際の掛金を補助することで、中小企業等における雇用及び経営の安定に寄与できる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市内中小企業等において人材の定着が重要な課題であるなか、人材が定着するために福利厚生を整備することは適切な手段であり、雇用の安定にも寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中退共及び特退共は中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的に中小企業等が契約を締結する制度であり、加入の促進についてはそれらの中小企業等への補助という形が望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率及び従業員一人当たりの掛金の月額補助上限及びを定めているので妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	従業員一人当たりの掛金の月額補助上限及び補助対象月数を定めていることから、固定的な補助には当たらない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	雇用の安定及び市内中小企業等の振興に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	退職金共済制度に新たに加入した際の掛金を補助することで、働く従業員の福祉の向上、安心して働ける環境づくりの整備が図られており、中小企業等の雇用及び経営の安定化に適当な政策手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象とする経費は、退職金共済制度に新たに加入した際に企業等が負担した掛金と明確に規定されたものであり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 申請件数も増加傾向にあり、経営及び雇用の安定を図るために、引き続き実施することが望ましい。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

薩摩川内市退職金共済制度加入促進補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日

告示第 166 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、退職金共済制度加入促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、中小企業等が退職金共済制度において、契約を締結し、掛金を支払った場合において、中小企業等の負担を軽減し、中小企業等で就労する従業員の退職金共済制度への加入促進を図り、もって雇用の安定及び企業振興を図るため、当該中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 退職金共済制度 独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度又は川内商工会議所が実施する特定退職金共済制度をいう。

(2) 中小企業等 常時使用する従業員の数が 300 人以下である中小企業、法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 卸売業、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営むものであって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当しないと市長が認めるもの

(3) 被共済者 退職金共済制度に基づき、退職金を受けべき者をいう。

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、中小企業等が従業員に係る退職金共済制度に係る契約（以下「共済契約」という。）を新たに締結した場合で、締結した日の属する月から起算して 6 箇月分の共済契約に係る掛金（以下「共済掛金」という。）を中小企業等が支払った場合

において、中小企業者等に対し、補助金を交付する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、被共済者1人当たりの共済掛金の1箇月分の額に100分の30を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の6箇月分とする。ただし、甌島地域の中小企業等に関し、被共済者1人当たりの共済掛金の1箇月分の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の6箇月分とする。

2 前項に定める共済掛金の1箇月分の額は、被共済者1人当たり5,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、共済掛金の支払の根拠となる被共済者の6箇月の雇用期間が終了した日の翌日から起算して3月以内に、退職金共済制度加入促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 共済契約の締結を証する書類

（2） 共済掛金の払込みを証する書類

（3） 市税の滞納がない旨の証明書

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、退職金共済制度加入促進補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内に退職金共済制度加入促進補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、又は関係職員をして共済掛金の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全

部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第11条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業等の雇用及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第12条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第13条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、中小企業等の従業員の退職金共済制度の加入状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第88号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費				
1	市内中小企業等	1,944,000	6,396,000		0 8,340,000	8,340,000	0	0	0 8,340,000	従業員の退職金共済制度への加入(以下同じ)
合計		1,944,000	6,396,000		0 8,340,000	8,340,000	0	0	0 8,340,000	